

■被扶養者認定提出書類一覧表

認定対象者 (被保険者との 続柄)	就労状況・年齢区分等	必要書類等														備考				
		被扶養者(異動)届	被扶養者調書	原本または写しを提出 発行から3ヶ月以内のもの				原本または写しを提出			写しを提出						その他			
				世帯全員分の住民票 (続柄が省略されていないもの)	※戸籍謄本 別居の場合	※(非)課税証明書 の ※最新年度のもの	学生証(写) または在学証明書	健康保険資格喪失証明書	退職証明書	配偶者の収入証明「注1」	給与明細書(写)・直近3ヶ月分 または雇用契約書(写)	確定申告書および 収支内訳書(写)	※雇用保険受給資格者証の両面 雇用保険受給終了の場合	※年金受給者の場合	※直近3ヶ月分の送金証明 別居の場合			養育費の送金証明		
配偶者	無職(1年以上無収入)	○	○	○		○												婚姻による扶養増の場合は婚姻日の確認できる書類		
	無職(1年以内に退職)	○	○	○				○(いずれか)					○							
	就労中(パート・アルバイト)	○	○	○							○									
	自営業・その他収入有	○	○	○								○								
子	配偶者が扶養に入っている	18歳未満(高校生以下)	○		○													夫婦共同扶養の場合は収入の多い方の被扶養者となります		
		18歳以上	学生	○	○	○		○				◇					△			
		上記以外の15歳以上の学生でないもの	無職(1年以上無収入)	○	○	○		○												△別居の子(高校生以上の学生)を扶養している場合は在学証明書の添付で省略可 ◇学生でもアルバイト収入がある場合は添付
			無職(1年以内に退職)	○	○	○				○(いずれか)				○						
	就労中(パート・アルバイト)		○	○	○							○								
	配偶者が扶養に入っていない	18歳未満(高校生以下)	○		○							○								
		18歳以上	学生	○	○	○		○				○	◇					△		
		上記以外の15歳以上の学生でないもの	無職(1年以上無収入)	○	○	○		○				○							配偶者と離別している場合は必須 配偶者の退職等による異動の場合は健康保険資格喪失証明書	
無職(1年以内に退職)			○	○	○				○(いずれか)			○								
就労中(パート・アルバイト)	○		○	○						○	○									
父母 祖父母 曾祖父母	無職(1年以上無収入)	○	○	○	○	○											対象者と同居の方の収入証明			
	無職(1年以内に退職)	○	○	○	○				○(いずれか)				○							
	就労中(パート・アルバイト)	○	○	○	○						○									
	自営業・その他収入有	○	○	○	○							○								
兄弟 姉妹 孫	18歳未満(高校生以下)	○	○	○	○												対象者と同居の方の収入証明 世帯全員の住民票で続柄を確認できない場合は戸籍謄本などを提出していただきます △別居の兄弟等(高校生以上の学生)を扶養している場合は在学証明書の添付で省略可			
	18歳以上	学生	○	○	○	○	○					◇						△		
	上記以外の15歳以上の学生でないもの	無職(1年以上無収入)	○	○	○	○	○													
		無職(1年以内に退職)	○	○	○	○			○(いずれか)					○						
		就労中(パート・アルバイト)	○	○	○	○						○								
上記以外の 三親等内 親族	18歳未満(高校生以下)	○	○	○													対象者と同居の方の収入証明 ◇学生でもアルバイト収入がある場合は添付			
	18歳以上	学生	○	○	○		○					◇								
	上記以外の15歳以上の学生でないもの	無職(1年以上無収入)	○	○	○		○													
		無職(1年以内に退職)	○	○	○				○(いずれか)					○						
		就労中(パート・アルバイト)	○	○	○							○								
自営業・その他収入有	○	○	○								○									

[注1] 配偶者の収入証明について

会社員の場合…直近3ヶ月分の給与明細書(写)・直近の源泉徴収票(写)・育児休業等を証明するもののいずれか

自営業の場合…確定申告書および収支内訳書(写)

※配偶者と死別の場合は上記書類は不要(調書または届書の備考等にその旨を記載してください)

被扶養者認定の審査上、必要に応じて上記以外の証明書類の提出を求められることがあります。
また、認定対象者との関係や収入状況により、生計維持関係を細かく確認させていただく場合があります。